

# 国民年金

## 所得の少ない学生の皆さんへ「学生納付特例制度」

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。所得の少ない学生は、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる「学生納付特例制度」があります。この制度の承認を受けると、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、障害年金を申請することができます。保険料を納められないときはそのままにせず、申請しましょう。

### ■平成27年度の申請は4月から役場で受け付けます

- 対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※1)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下(※2)の人。
  - 必要書類 ①学生証(コピー可、有効期間が表記されているもの)または在学証明書(コピー不可)  
②印かん(認印で可。本人の場合は不要)
- (※1)学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程  
(※2)所得の目安：(118万円) + (扶養親族などの数×38万円)で計算した額以下

### ■前年度から引き続き申請する人へ

平成26年度に学生納付の特例を受けた人で、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から「学生納付特例申請書(はがき)」が3月末頃に送付されます(在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません)。はがきに、必要事項を記入して返送することで「平成27年4月～平成28年3月」の申請ができます。

### ■申請するときはご注意ください

- ・申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができます。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
- ・猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額の計算には入りません。
- ・学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を納めることができます(追納)。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。ご注意ください。

■問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112、熊本西年金事務所 ☎096(355)3261

### 春です！お腹も、心も♡



## 経済的な理由で修学が困難な場合に「大津町奨学資金貸付」制度

- 申請資格
  - ①高校・大学・高等専門学校・専修学校(高等課程)や専門課程に在学し、勉学に意欲があること。
  - ②保護者が大津町民であること。
  - ③学資の支払いが困難であること(所得制限あり)。
  - ④日本学生支援機構その他別に定める法人から、奨学資金などの貸し付けを受けていないこと。
  - ⑤貸し付けた奨学資金の返還が確実であると認められること。
- 貸付金額(月額)
 

高校などに在学する者	15,000円
国立	25,000円
私立	25,000円
専門課程などに在学する者	15,000円
国立	25,000円
私立	25,000円
大学に在学する者	20,000円
国立	30,000円
私立	30,000円
- 貸付期間 貸付を開始した月から在学する学校を卒業するまでの期間
- 返還期間 貸付終了後6カ月を経過した月から貸付期間の2倍の期間
- 申請方法 必要書類(学校教育課で配布)を提出してください。
- 申請期限 4月30日(木)
- ※やむを得ない事情(会社の倒産など)がある場合は随時受け付けます。
- 申し込み・問い合わせ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

## 大津町地域通貨「水水」の交付が始まります!

4月から、平成26年度中に行われた「元気大津づくり活動」に対する地域通貨「水水」の交付が始まります。

### 地域通貨「水水」の申請手続き

- 申請窓口 役場総合政策課 地域づくり推進係
- 申請期間 4月6日(月)～5月29日(金)  
(土・日曜日、祝日は除く)  
午前8時30分～午後5時15分
- 申請に必要なもの
  - 平成26年度元気大津づくり活動報告書
  - 申請に来る人の印かん
  - 代理の人(家族以外の人)が申請する場合は「委任状」

### 地域通貨「水水」の使い方

#### 1 町内で自由に流通

- お手伝いをしてもらったときなどの感謝の気持ちとして「水水」を渡すことができます。
- 地域通貨協力店で「水水」と引き換えに特典を受けることができます。  
※特典内容は各店舗で異なりますので、ご注意ください。

#### 2 町の施設の使用料や手数料

- 町指定ゴミ袋との交換  
※役場のみ交換可能です。一般小売店での「水水」との交換はできません。
- 町が発行する証明書の交付手数料  
(住民票の写し、印鑑証明、所得証明、納税証明など)
- 大津町総合体育館トレーニングルームの使用料  
※回数券には使えません。

#### 3 登録住民団体への寄付

- 「水水」を寄付することで、住民団体の活動を応援することができます(登録住民団体は「水水」を換金して団体の活動資金に充てることができます)。

注意：登録団体以外は、お金と交換することや、お金と同様に使うことはできません。

### 「水水」について知りたいときは

町内の各団体やグループを対象に、「元気大津づくり活動」に関する出前講座を行っています。気軽にご利用ください(出前講座に関する問い合わせは、生涯学習課までお願いします)。

- 出前講座の申し込み 役場生涯学習課 生涯学習係 ☎096(293)2180

### 交付額の計算方法

#### 【「1単位」の考え方】



#### 【計算式】

$$25\text{水水}(1\text{単位}) \times \text{活動した週の合計数} = \text{受け取る「水水」の額}$$

※合計の端数が「100水水」未満の場合は切り捨て。

#### 【計算例】

- ①1年間(=52週)活動した場合  
⇒25水水(1単位)×52週=1,300水水となり、地域通貨「水水」を13枚受け取ることができる。
- ②51週活動した場合  
⇒25水水(1単位)×51週=1,275水水と(計算上)なるが、「100水水」未満の端数は切り捨てるため、1,200水水(「水水」12枚)を受け取れる。

区分	団体名			
行政区など(自治会、老人会、子ども会、婦人会、その他の団体)	自治会	大津東区 杉上区 楽善区		
	老人会	大津東区光寿会 上町老人会 桜丘区老人クラブ桜花会 下町長寿会 中島老人会		
		子ども会	中陣内老人クラブ高砂会 平川さくらクラブ 美咲野会	
			その他	上猿渡分団子供会 上陣内子ども会
				日ヶヶ丘ふれあい隊 室っ子供援団
		NPO法人	NPO法人クラブおおづ	
	町内で活動しているボランティア団体	明日の観光大津を創る会 大津スキークラブ おおづ図書館友の会 大津町エコライフグループ 大津町剣道連盟 大津町国際交流協会 大津町商工会女性部 大津町女性の会 JA女性部瀬田 高尾野森林公園会 なかよし広場 万葉会 美咲野ガーデニングクラブ 南杉水オレンジ隊 もったいない隊		

(平成27年2月末現在)

●申し込み・問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118